

岐阜県公報

目次

告 示

- 第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更
道路の区域変更 (農政課) 四一五^ハ
- 道路の供用開始 (道路維持課) 四一五
- 道路の区域変更 (同) 四一六
- 道路の位置指定の廃止 (同) 四一六
- (建築指導課) 四一七
- 平成二十四年度製菓衛生師試験の実施
落札者等に関する公示 (生活衛生課) 四一七
- 県営土地改良事業計画の決定 (情報産業課) 四一九
- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 四一九
- (同) 四一九

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

告 示

岐阜県告示第二百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

漁業権者の 名称及び住 所	漁業権の 免許番号	変 更 の 内 容	遊漁規則 施行の日
馬瀬川上流 漁業協同組 合	内共第三 十五号	禁止区域の解除	平成 二四・六・六
下呂市馬瀬 八名丸五番地		区域 若佐谷及びその支派川の全域（下呂市馬瀬下 山地区）	

岐阜県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十四年六月二十六日

県道		道の種類
黒屋野井線		路線名
岐阜市下鶴飼二丁目一三番一地先から同市同地先まで		区間
後 A	前 A	区域
七〇・六	七〇・六	敷地の幅員(メートル)
七〇・六	七〇・六	延長(メートル)
A及びBは、関係図を参照する		備考

岐阜県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道の種類
下中屋松線		路線名
羽島郡笠松町奈良町二八番一地先から同郡同町同三番地先まで		区間
後	前	区域
四七・三	五七・四	敷地の幅員(メートル)
六七・七	六七・七	延長(メートル)
		備考

岐阜県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道の種類
下中屋松線		路線名
羽島郡笠松町奈良町二八番二地先から同郡同町同一八三番地先まで		区間
六七		延長(メートル)
平成二四・六二	平成二四・六二	供用開始の期日
平成二四・六二	平成二四・六二	区域又は決定又は変更の告知年月日(ほか)

岐阜県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十七条第一項及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第一号の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局長が道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間	区域	敷地の幅員	延長	備考
				別前後	員(メートル)	ル(メートル)	

3 製菓衛生師法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法律の施行の日において三年を超えているもの又は法律の施行の日後三年を超えるに至つたもの
 5 受験手続

1 願書等配布期間
 平成二十四年七月二十日（金）から八月二十日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 願書受付期間
 平成二十四年八月十日（金）から八月二十日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
 なお、郵送による受験申込みは、平成二十四年八月十日（金）から八月二十日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所
 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課
 なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-8570 岐阜市数田南二丁目一番一号）に送付してください。

4 提出書類
 (一) 受験願書 一通
 (二) 履歴書 一通
 (三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類（四の3に該当する者は除く。） 一通
 (四) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参すること。）若しくは卒業証明書 一通 又は菓子製造業従事証明書 一通
 (五) 写真（出願前六か月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。） 一枚

(六) 菓子製造（一級又は二級）に係る技能検定合格証書の写し（製菓衛生師試験基

準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限る。原本も持参すること。） 一通

六 受験手数料
 九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください（消印しないこと。）。なお、郵送による場合は、九千四百円分の普通為替又は定額小為替でも構いません。

七 合格発表
 平成二十四年十一月十五日（木）午前十時
 県庁、県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。
 また、後日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

1 提供する試験結果
 製菓衛生師試験の結果については、次のとおり受験者に提供します。

2 提供期間
 合格発表の日から一か月間

3 提供する場所
 個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一 内線二一九）及び県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等
 試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票
 (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県立保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一 内線二五六七）に問い合わせてください。

岐阜県知事による公告

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成二十七年岐阜県規程第二十二号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 ソフトピアノジャパンビル運営支援システム関連機器の調達、設置設定業務及び保守管理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年3月6日

4 落札者を決定した日 平成24年4月16日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社 電算システム

代表取締役 田中 靖哲

6 落札金額 25,200,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県商工労働部情報産業課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

岐阜県知事による公告

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成二十七年岐阜県規程第二十二号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 全国マルチメディア専門研修センターの機器等の調達、設置設定業務及び保守管理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年3月6日

4 落札者を決定した日 平成24年4月16日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社 電算システム

代表取締役 田中 靖哲

6 落札金額 22,890,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県商工労働部情報産業課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
席田用水二期地区	北岐阜市役場所	平成二四・七・二六から七・二五まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三條の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日

かんがい排水事業

桑 原 地 区

平成二四・三・一五

平成二十四年六月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社